

## (株)光流園静山荘損害賠償等請求事件に係るこれまでの経緯について

京都地方裁判所平成 26 年(ワ)第 3601 号損害賠償等請求事件について、令和 2 年 11 月 19 日に判決が言い渡されました。

この判決における裁判所の判断は納得ができないことから、大阪高等裁判所に控訴することとし、令和 2 年 12 月 3 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をおこない、同日、控訴状を提出いたしました。

つきましては、この間の経緯についてご報告いたします。

### 1. 訴訟の概要

- 原 告：株式会社光流園静山荘外 2 名
- 被 告：宇治市
- 提 訴 日：平成 26 年 11 月 18 日
- 訴 額：128,998,534 円
- 概 要：原告である(株)光流園静山荘が運営する旅館が「平成 24 年 8 月 13 日から同月 14 日にかけての豪雨の際に床上浸水の被害を受けたのは、旅館の近傍を流れる山王谷川に設置されたスクリーンの構造や旅館に隣接する排水機場の運用方法に設置又は管理の瑕疵があったからである」として、本市に対し損害賠償を求めたもの

### 2. 判決主文の内容

- 1 被告は、原告株式会社光流園静山荘に対し、1130万6234円及びうち1111万6020円に対する平成24年10月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告株式会社光流園静山荘のその余の請求並びに原告個人A及び原告個人Bの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの連帯負担とする。

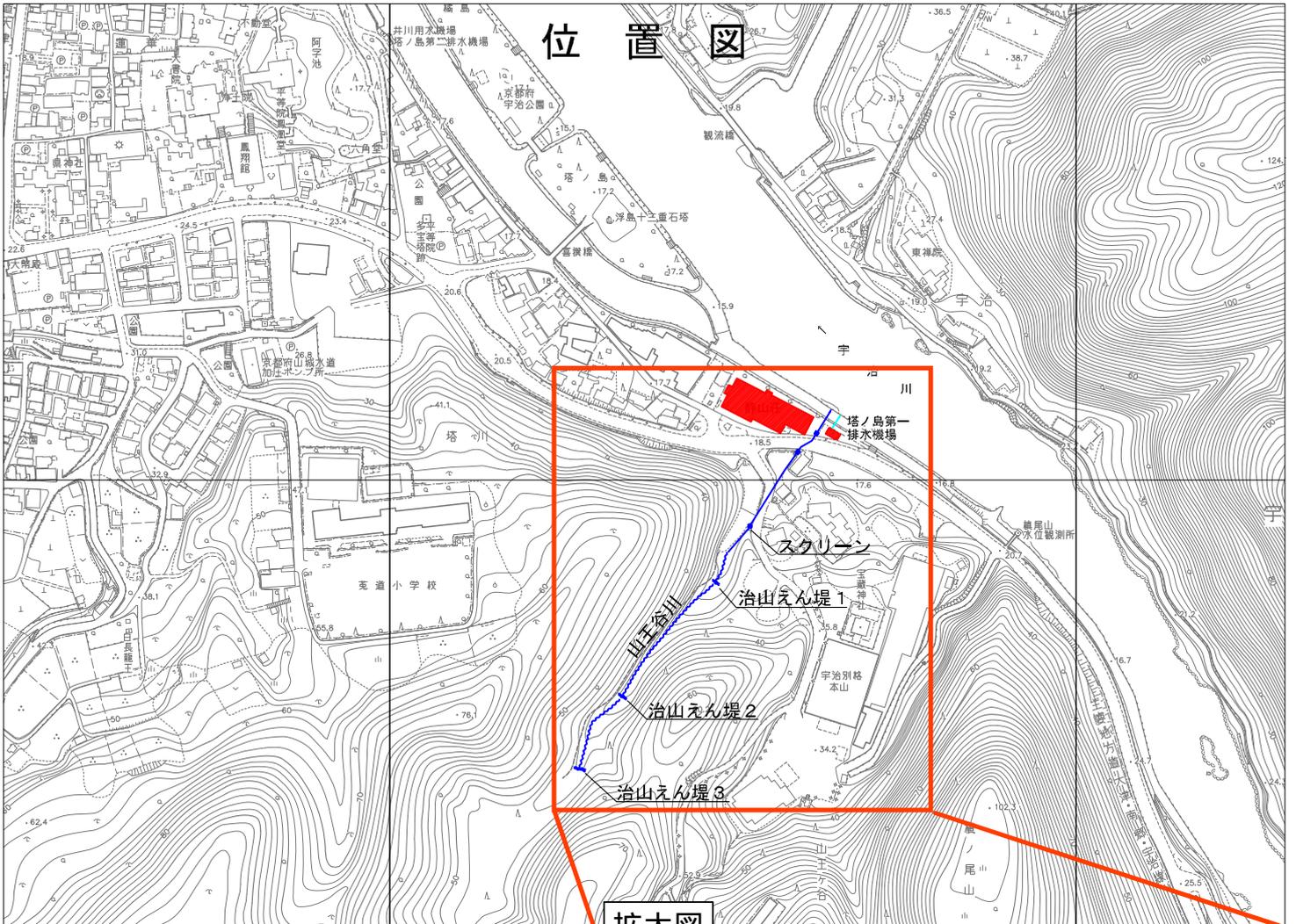
### 3 . 控訴の理由

- 1 京都府南部地域豪雨は、山間部からの土砂崩れや都市部の冠水等、京都府南部の広い範囲で被害を発生させた大災害であり、本件河川流域において土砂災害を引き起こすような集中豪雨が発生することを容易に想定できたとする裁判所の判断は納得できるものではない。
- 2 本件スクリーンが目幅 20cm の縦縞スクリーンに改修する対策が講じられていれば、本件溢水及び本件浸水の発生を回避することができた可能性が相応にあったとの判決であったが、改修後のスクリーンで本件溢水及び本件浸水を回避できる証拠もなく可能性のみを根拠とする裁判所の判断は納得できるものではない。

### 4 . 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は第一審、二審とも被控訴人の負担とする。

# 位置図



# 拡大図

